

明治三十年八月ゝ

十一月ゝ

〃 三十一年六月ゝ

〃 三十二年八月ゝ

〃 三十五年十月ゝ

〃 三十七年二月ゝ

〃 四十年六月ゝ

大正四年四月ゝ六年三月

〃 六年六月ゝ

〃 七年九月ゝ

昭和三年四月ゝ十七年

〃 十八年ゝ二十六年

〃 二十七年ゝ三十四年

〃 三十五年ゝ八月

〃 三十五年ゝ

〃 三十七年ゝ四十七年五月

〃 四十七年五月ゝ四十九年

〃 五十年ゝ六十年

〃 六十一年ゝ平成六年

嘉納治五郎

河内信朝

嘉納治五郎

矢田部良吉

渡辺龍聖

大島義脩

高嶺秀夫

湯原元一

湯原元一

茨木清次郎

村上直次郎

乗杉嘉壽

小松耕輔

山田耕筈

外山国彦

下総皖一

柴田知常

井上武士

鳥居忠五郎

酒井弘

理事長

大正四年四月ゝ十五年

昭和五年ゝ七年

小山作之助

島崎赤太郎

昭和九年ゝ十六年

〃 十七年ゝ二十六年

〃 二十八年ゝ三十四年

〃 三十五年ゝ三十八年

〃 三十八年ゝ四十七年

〃 四十七年八月ゝ六十年

〃 六十一年十二月ゝ平成六年

岡野貞一

萩原英一

外山国彦

柴田知常

井上武士

酒井弘

中山富士雄

三 戦前の同声会

明治・大正期の同声会に関して、数少ない学内資料の中から、昭和九年一月発行の『同聲會報』第二百号より「同好會」発会当初と「同聲會」復興当時を回顧する記事、大正四年四月発行の『同聲會會報』第一号より表紙・湯原会長就任の挨拶および「同聲會々則」、「同聲會報」第二百号に寄せて会報発行の歩みを綴った記事を転載する。

同聲會報の回顧

同聲會報は大正四年四月第一號が呱呱の聲をあげてより今月を以て第二百號を迎へる事になった。併しその名稱こそは異れ、本校創立後間もなき明治二十三年四月に、「同好會雜誌」なるものが發刊されてゐる事を忘れてはならない。

この雜誌こそ本會報の前身であつて本會報の濫觴をなすものである。實に四十五年前の事に屬する。

同好會雜誌第一號

同好會雜誌の第一號を見ると第二頁稟告の欄に

一、東京音樂學校卒業生並びに舊音樂取調係證明狀を有する諸君にして未だ入會あらざる方々は至急御申込あらんことを希望致候

一、在地方の會員諸氏は論說、通信等續々御寄送有らんことを是又希望致候

一、第一號雜誌は客年中印行配布可致處種々都合有之遲延候段茲に一言御斷申上置候

明治二十三年四月一日

同好會幹事

と記されてゐる。

そしてその規約第二條に

本會は東京音樂學校卒業生の學藝を講究し、品位を高尙にし交誼を親密ならしむるを以て目的とす

とあり今更ながら音樂者の品位を保つことの重大性を覺える。

同誌八頁に「發會式景況概記」と題して

明治二十二年六月二十四日同好會發會を上野公園東四軒寺跡華族會館に開きたり、此日梅雨の餘陰を承て雨天なりと雖午後一時會員集會するもの凡そ七十名餘なり伊澤會長開會の旨意に係り演說あり來賓辻文部次官の祝詞あり其の際演奏の曲目等は別記順序書の如し凡四時奏樂等を終へ別室に於て會員及び來賓に茶菓を呈し懇話を開き一同歡を盡して散會せしは午後六時頃なり

▽通 常 會 (東四軒寺跡時代)

第一回演奏順序 (明治二十二年六月二十四日)

第一 唱歌

君は神

專修部及ヒ師範部生徒諸氏

發會祝歌

第二 バイオリン曲 (管絃合奏)

獨奏バイオリン

笛

第二 バイオリン

ビオラ

セロ

ベース

第三 獨奏唱歌

わが君

第四 洋琴

クネヒト、リュープリヒト

第五 二部合唱歌

一、ゆめ

二、さらばよふる里

第六 バイオリン洋琴合奏

ロ (マ) ンス

會員及生徒諸氏一同

山田源一郎氏

鷹野國藏氏

林 蝶 子

納所辨次郎氏

小出雷吉氏

高木次雄氏

長谷川兼子

近山兼人氏

高音部

長谷川兼子

荒井 慎 子

中音部

岩 原 愛 子

瀨 川 朔 子

石岡得久子

岩 原 愛 子

久間和嘉子

宮崎 岡 子

村 松 秀 子

宮崎慎三郎氏

休憩

第七 講説

祝詞

第八 本邦樂

箏曲、薄霞

同學友去別の歌
洋琴、合奏、

日本ポルカノ曲

第九唱歌

歸りゆくとも

來よやく

第十 洋琴

インビテーション、フホア、ワルツ

第十一

もりうた

第十二 二人連彈洋琴

軍人進行曲

第十三 唱歌(管絃合奏)

ふじ山

以上

來賓

伊澤會長
辻 文部次官

幸田 幸子

内田 菊子

上原 鶴子

荒井 慎子

長谷川 兼子

遠山 甲子

豫科生諸氏一同

豫科生諸氏

瓜生 繁子

獨奏 唱歌

岩原 愛子

根岸 磯菜子

木村 作子

會員及生徒諸氏

第二 唱歌

美しき單音

第三 バイオリン曲

第四 風琴

澳國々歌

第五 唱歌

單複二曲

忠臣 風琴

第六 講話

第七 唱歌

千里の道 複音

治まる御代 三重音

以上

モルワデーサロン

山田源一郎氏

豫科生

森 富子

菊池武信氏

本科 生

前川孝作氏

本科 生

本科 生

本科 生

本科 生

本科 生

本科 生

本科 生

本科 生

本科 生

本科 生

本科 生

本科 生

本科 生

本科 生

本科 生

本科 生

本科 生

第三回演奏順序(明治二十二年十月十九日)

第一 洋琴貳曲

第二 バイオリン壹曲

第三 唱歌

岸の櫻

第四 いろいろ二曲

第五 講話

第六 講話

第七 講話

第八 講話

第九 講話

第十 講話

第十一 講話

第十二 講話

第二回演奏順序(明治二十二年九月二十二日)

第一 洋琴

第六 講話

瀬川 朔氏
橘 糸重氏

この同好會雜誌は残念ながら第三號か第四號で廢刊になり以後はこの同好會員は何等の機關紙をも持たないことになった。

同聲會報の誕生

偶々大正三年八月文部省主催音楽講習會が母校に開かれ多數の卒業生が相會する事となつた。この機會に本誌復興の話がとん／＼拍子で纏つた。

同聲會々報第一號六頁に

『本會復興に關する經過概要』と題して次の如き記事あり

昨大正三年八月、文部省主催の音楽科講習會出席のため多數同窓諸氏の東京せられたるを機とし、同聲會復興に關して、多數の諸氏と意見を交換し、兼て相互の懇親を圖らむがため、在京並に上京せられたる二三氏の斡旋により、八月八日午後三時より一つ橋分教場に於て、一場の懇談會を開きたり。當日の出席者は總員五拾參名にして、其の氏名左の如し。

赤川寅太郎	阿部みさを	岩崎雅通
稻岡美賀雄	賣間きく	牛山充
岡野貞一	多 久寅	大西正直
小原知孝	神 戸 絢	稻 森 亭
川久保ミスマ	江藤富次郎	久野ひさ
楠美恩三郎	小山作之助	近藤千穂
今 し げ	古岩井久平	崎 山 輝

新 清次郎	島崎赤太郎	島村ゑつ
末 吉雄二	鈴木米次郎	陶 いと
藺 部 房	高井徳造	高橋てつ
竹澤貞次郎	富田小芳	長橋熊次郎
中田 音十	中川さかえ	中島かつ
中村 こと	長 尾 秀	野村成仁
萩原英一	比留間賢八	古瀬紋吉
福井直秋	船橋榮吉	松 島 彝
松井ひろ	松井壯吉	宮崎まさ
村田 みい	山田源一郎	山本さだ
吉丸一昌	若村孫次	

小山舊理事は從來の經過を報告し、舊規則の修正したるものを原案として出席會員に諮られたり。長時間にわたつて種々の意見議論交々出で、盡くる所あらざりしが、結局委員を設けて規則の改定を一任することとし、舊理事小山作之助、山田源一郎、幸田延、橘糸重四氏の外に當日の出席者中より別に四名を選び、都合八名を委員たらしむることに決したり、互選の結果楠美恩三郎、島崎赤太郎、福井直秋、村田ミイの四氏當選して協議を終り晚餐を共にして和氣藹々裡に散會せり。

八月十日午後三時より上野の本校に於て委員會を開き、八名の委員全員出席して逐條審議を凝し、昨年十一月二十八日付にて會員諸氏に配布したる規則を可決確定せり。

十二月二十日を以て評議員選舉の投票を締切り翌二十一日午後五

時より八名の委員立會の上開票せしに、次の結果となれり。

一〇八 小山作之助	一〇四 島崎赤太郎	九七 楠美恩三郎
八七 山田源一郎	七一 福井 直秋	六二 岡野 貞一
五九 田村 虎藏	五四 鈴木米次郎	五一 小松 耕輔
四三 山本 正夫	九九 幸田 延	九九 橘 糸重
八二 安藤 幸	八一 神戸 絢	七二 頼母木 駒
七二 村田 ミイ	六三 杉浦 チカ	五九 林 てふ
四八 久野 ひさ	三七 川久保美須々	
以上當選		
四一 北村 季晴	三八 草川 宣雄	三一 多 久寅
三一 山田 耕作	二九 本居 長世 (以下略)	
二九 安達 コウ	二九 戸倉 ヤマ	二三 喜多 襄
二三 青木 シノ	一九 中村 カウ (以下略)	
以上次點		

右投票外に九票は期日經過のため、一票は評議會員定數超過のため無効となり、他に八名の會員より在京會員に選舉を委任し來れるものありしも、選舉の性質上なし能ふことにあらざれば、其の委任を無効ならしめたり。

十二月二十六日 分教場に於て新選評議員會を開き、湯原東京音楽學校長を本會々長に推薦の議を決し、次で評議員の互選により左の八氏を理事に選出せり。

小山作之助	楠美恩三郎	島崎赤太郎
福井直秋	幸田 延	橘 糸重
安藤 幸	村田 ミイ	

評議員會終つて引續き理事會を開き、理事長()庶務主任、會計主

任を左の三氏に決定す。

理事長	小山作之助
庶務主任	島崎赤太郎
會計主任	村田 ミイ

十二月三十日小山、島崎兩理事は本會を代表して湯原東京音楽學校を訪て、本會々長に推薦の議を請はれしに快諾を與へられたり。右の如くにして本會は復活し、今春一月より盛に活動し得る好運を迎へたるものなり。

かくして復興後の同聲會々報は湯原會長の統督するところとなり、大正六年六月より茨木會長これを繼承され、同七年九月には村上會長の就任を見た。

昭和三年乗杉會長を迎へてより大正四年會報第一號發刊の際の會員は五百五名なりしが第二百號を重ねるに至つた今日では千五百二十名を數へるに至り會報は現在の如き月刊にまで發展し躍進又躍進の一路をばく進し、本會の事業はその本來の面目を發揮し推しも押されもせぬ名實共に充實した一大文化團體となつたのである。

〔同聲會報〕第二百号 昭和九年一月 一〇七頁

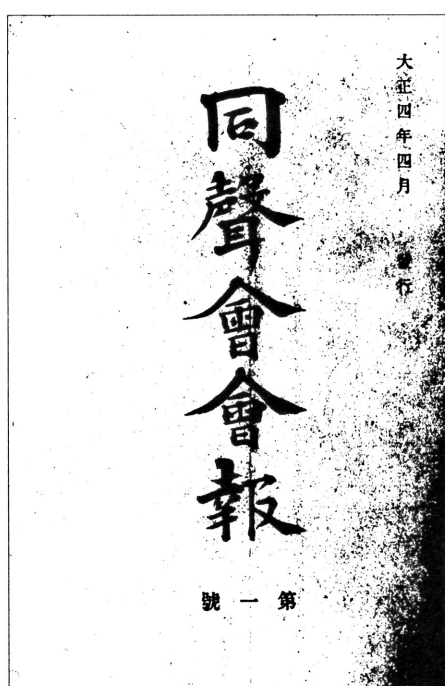
湯原會長就任の挨拶

久しく中絶して居た同聲會も愈々復活して、自分が會長の任を續す事になったについては、一言所感を述べて會員諸君に告げる必要があると思ふ。

自分は會長就任の御勸告を受けた際其の器でない事を十分承知し

て居ったが、併し同聲會の母校に校長を務めて居る自分が其の位置を潰す事は、或は會の事業の爲に多少の便宜を與へる事もあらうと考へて、及ばずながら進んで其の御勸告に應じた次第である。併し行く／＼は會員諸君の中から然る可き人を選出されて、自分に代らせられて純然たる自治の會にされる方が宜敷からうと思ふのである。併し兎も角も今自分が其任に就いた以上は出来るだけの努力は致す積りであるから、十分に鞭撻を加へて戴き度いのである。

同聲會の活動を中止したに就ては自分は是迄甚だ遺憾に思つて居った。大學直轄學校は勿論の事、地方の中等初等の各學校に至る迄夫々卒業生の團體はあるに拘らず、創立以來既に二十有餘年の長い歲月を経過し、卒業生の數も五百に垂んとする音樂學校の爲にのみ卒業生の團體の名のみで實の擧がつて居なかつたのは誠に一つの缺點であると感じて居た。然るに今や卒業生の先輩諸君の盡力によつ



『同聲會會報』第一号の表紙

て、此の缺陷が補はれるに至つたのは、誠に慶賀すべき事と思ふ。

抑も人間一生の間に於て最も元氣の充實した時期を同一の學校の中で経過したといふ事は、實に終生の思出の種である。卒業後歲月を経るに随つて何人も第一に想ひ起すのは在學當時の事である。で此の卒業生が時々會合して互に舊を談し新を語るといふ事は實に人間最上の愉快である。又此の會があれば、遠く相隔つて居る人でも書面の上で互に舊交を温めて行くといふ便利もある。然るに之が從來缺けて居つたのを、今日補はれる様になつたにつけては、卒業生諸君一同の満足は思ひ遣られる次第である。

此の會は規則の示す通り、一の社交團體として出來たのであるが、これは誠に適當の所置であると思ふ。固より社交團體以外に各種の目的の下に集つて、此等の目的の爲に夫々活動する團體も必要であるが、之は目的を同じうする人に限つて集るもので、それ以外の人の爲には全く没交渉である。然るに社交團體となれば、音樂學校卒業生は何人も加入する事が出来る。斯様に廣い目的に對しては何人も異論のあらう筈がなく、隨て又此の會へ加入するを躊躇する人もないわけである。即ち卒業生全體を結合するが爲にかゝる廣い目的を標榜されたのは誠に結構な事であると思ふ。で將來も大體此の目的で進まれたならば、會の隆盛は期して待つ可しであらうと思ふ。

併し元來が音樂者の結合團體ゆえ、一般音樂者自身に適切なる問題が起つた場合には、相當の商議を盡すのは當然の事と思ふ。故に行く／＼は音樂事業の發展の爲、その手段方法等を攻究する必要はあらうが、併し初めから餘り斯様な問題に没頭しては、一般會員の希望を充す事が出來ずして、會の不振を來す虞れもあるから、此等の

事業は將來適當の時機の來るを待つて着手するがよからうと思ふ。

要するに今日では音樂學校で苦樂を共にした多數の卒業生の間に氣脈を通じ、交情を温める機關が必要であるから本會は第一に此必要に應ずるといふ考を以て進むがよからうと信ずる。

最後に自分は其器でない事は承知して居るが、會の爲には犬馬の勞をとる事を辭せぬから、役員諸君は勿論一般會員諸君も腹藏なくその注文を申し聞けられ度いのである。茲に會長就任の挨拶を致すと同時に、その機關雜誌の第一號の發刊を衷心から祝福する次第である。

（『同聲會會報』第一号 大正四年四月 二―五頁）

同聲會々則

第一條 本會ハ會員相互ノ交誼ヲ親密ニシ兼テ音樂上ノ裨益ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ同聲會ト稱ス

第三條 本會ノ事務所ハ東京音樂學校内トス

第四條 會員ハ舊音樂取調掛・舊音樂取調所・舊高等師範學校附屬音樂學校及ビ東京音樂學校ノ本科並ニ甲種師範科ヲ卒業セルモノトス

第五條 入會セントスルモノハ其ノ旨本會ニ申込ムベシ

第六條 會員ハ身分又ハ住居ニ變更アリタルトキハ速ニ其ノ旨本會ニ通知スベシ

第七條 會員ハ會費トシテ一個年金壹圓五拾錢ヲ納ムベシ但シ本會基本金トシテ一時金貳拾五圓又ハソレ以上ヲ

寄附スルモノハ終身會費ヲ納ムルヲ要セズ

第八條 舊音樂取調掛・舊音樂取調所・舊高等師範學校附屬音樂學校及ビ東京音樂學校ニ關係アル諸氏並ニ本會ノ事業ヲ翼賛スル諸氏ニ請フテ客員トナスコトアルベシ

第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 壹名

理事 八名

評議員 貳拾名

第十條 會長ハ本會ヲ統理シ理事ハ會務ヲ處理シ評議員ハ重要

ナル事項ヲ評議ス

第十一條 會長ハ評議員會之ヲ推選シ理事ハ評議員中ヨリ之ヲ互選シ評議員ハ在京會員中ヨリ之ヲ公選ス

第十二條 理事並ニ評議員ハ其ノ半數ヲ男子トシ其ノ半數ヲ女子トス

第十三條 理事ノ互選ヲ以テ理事長・庶務主任・會計主任各一名ヲ置ク

第十四條 評議員並ニ理事ハ其ノ任期ヲ二個年トシ毎年其ノ半數ヲ改選スルモノトス但シ重任者ノ外已ムヲ得ザル事情アルニアラザレバ辭任スルコトヲ得ズ

第十五條 評議員ニ缺員ヲ生ジタルトキハ選舉當時ノ次點者ヲ以テ之ニ充テ理事ニ缺員ヲ生ジタルトキハ評議員中ヨリ之ヲ補缺ス、補缺ノ評議員並ニ理事ハ前評議員並ニ理事ノ任期ヲ繼グモノトス

第十六條 評議員會ハ必要ニ應ジ會長之ヲ召集ス

第十七條 評議員會ハ評議員定數ノ二分ノ一以上出席スルニアラザレバ開會スルコトヲ得ズ

但シ同一事項ニ付召集再回ニ及ブトキハ此ノ限りニアラス

第十八條 會員ハ評議員會ニ出席シテ意見ヲ陳ブルコトヲ得但シ可否ノ數ニ加ハルコトヲ得ズ

第十九條 理事會ハ毎月一回以上之ヲ開キ會務ヲ處理ス

第二十條 會長ハ必要ノ場合ニ於テ臨時委員ヲ委嘱シ又ハ書記ヲ雇入ル、コトヲ得

第二十一條 會員ノ集會ハ常集會・總集會ノ二種トシ常集會ハ一年三回乃至五回、總集會ハ毎年七月又ハ八月之ヲ開ク

第二十二條 常集會ハ奏樂・講話・懇談・研究等ヲナシ總集會ハ前年度ノ會務ノ報告・評議員並ニ理事ノ選舉・會議等ヲナシ續テ奏樂・講話・懇談等ヲナス

第二十三條 總集會ノ議事ハ出席員ノ多數意見ニヨリテ會長之ヲ裁決ス

第二十四條 總集會ニ出席スルコト能ハザル會員ハ豫メ書面ヲ以テ議題ニ對スル意見ノ提出並ニ役員ノ選舉ヲナスコトヲ得

第二十五條 本會ハ一箇年三回（四月・八月・十二月）會報ヲ作りテ之ヲ客員并ニ會員ニ配布スベシ

第二十六條 會計年度ハ毎年七月一日ニ始マリ翌年六月三十日ニ終

ル

第二十七條 理事ハ會計年度ノ始ニ於テ豫算ヲ編成シ會計年度ノ終ニ於テ決算ヲ調製シテ會長ノ決裁ヲ受クベシ

第二十八條 會計年度末ニ於テ剩餘金ヲ生ジタルトキハ次年度繰越金トス

第二十九條 基本金ハ相當ノ方法ヲ以テ永久ニ之ヲ保存スルモノトス

但シ其ノ利子ハ經常費ニ充用スルコトヲ得

第三十條 東京以外ノ一地方ニ五名以上ノ會員アルトキハ同聲會支部ヲ組織スルコトヲ得

但シ支部ノ費用ハ特別ノ場合ノ外支部員ノ負擔タルベシ

第三十一條 客員并ニ會員ノ休戚ニ對シテハ本會ノ内規ニ從ヒ相當ノ同情ヲ表スルモノトス

第三十二條 本會ハ會員其ノ他ヨリ金品ノ寄贈アルトキハ之ヲ受ケ寄贈者ノ指定ニヨリテ處置スルモノトス

第三十三條 會務處理上必要ナル細則并ニ内規ハ別ニ之ヲ定ム

第三十四條 會員ニシテ本會ノ名譽ヲ毀損シ又ハ會費ヲ納メザルモノハ評議員會ノ議ヲ經テ除名スルコトアルベシ

本會ノ規則ハ評議員會又ハ會員二十名以上ヨリ其ノ案ヲ提出シ總集會ノ議ヲ經テ改正スルコトヲ得

以上

（「同聲會會報」第一号 大正四年四月 附録一（五頁）

同聲會報の二百號を重ねるに至つたことは誠に嬉しい、と同時に中絶してゐた同聲會の復興當時を想起し、會報發刊當初からの経路を回顧すると、特に感慨の深いものが湧くのである。

私の卒業した明治三十五年前後は同聲會は全く其の機能を失ひ、運轉が停つてゐた。そして故小山先生の御厚意により毎年末に會員名簿を作成頒布して下すつたことによつて、僅に會名を知り得るのみであつた。當時の物淋しさは三十餘年後の今日も、私の胸には確に強く残つてゐる。

故小山島崎兩先生にお願したり懇談したりして、漸く再興する機運に向つてからも尙ほ相當の年月を費したのは、以前の儘で再興するか否かといふ問題に行き悩んだ爲であつた。復興を熱望した當時の私の頭には、創立頭初（つづみ）の組織で復興するならば、再び中絶の恐れがないとは限らないといふ考慮が強く働いたのであつた。この私の考慮が或は無用な者であつたかも知れない、或は恐らく悪かつたかも知れない。が併し兎に角組織の幾分を變更して同聲會を復興するといふに決したのは、大正四年の春であつた。當時の母校々長湯原先生を會長に推戴し、同年四月に會報第一號を創刊して當時の全會員に強い感激を與へたことは、今もなほ吾々の記憶に明かな事實であり、當時地方會員から會報に寄せられた書信によつても残されてゐるのである。

當時の會報は年三回の發行であつたから、貧弱ではあつたが雑誌型のものにしたのである。編輯主任を岩崎太郎兄に委嘱し、私が其

の補助役を承つたのであつたが、殆ど全く岩崎兄のお骨折によつたのである。會報第二號以下の發刊について相當原稿の蒐集に努力したのであつたが、どうも思ふやうに運ばない。其の結果第二號は創刊號を半減したものと成り、第三號は更に第二號を半減したものと成り、第四號第五號に至つて完全に材料が缺乏し途絶するやうになつたのである。毎月の理事會で重要問題として評定を續けたものでは如何にして原稿を集めるかといふことであつたが、いつも何等の案もなくすごしてゐたのである。其の中岩崎兄の渡佛によつて私が編輯をお引受けすることになつたが、原稿の無いことに悩み續けたのであつた。

大正六年の秋から會員の動靜を敏活に通信することを主目的とし、十頁前後のものを毎月發行することに改めたのである。回數が多くとも紙面の少ないことによつて編輯上の便の良からうことを副目的としたのであつた。

會員の異動と會費領收報告との二つは、毎月必然的に生ずる原稿であるが、多くて二三頁少ない月は一頁に充たないことすらもあつた。それに僅かな母校通信が加はつても、八頁乃至十頁の會報とするには、六七頁から七八頁の不足である。文筆に慣れないものが假作代筆を敢てし、時には自問自答の餘義なかつたことなど、誠に心悩ましい編輯を十有餘年間續けたのであつた。今にして思へば誠に相濟まないことではあつたが、當時の事情全く已むを得なかつたのである。

乗杉會長を迎へると共に、本會は寸隙のない活躍を續け、今日の同聲會は對内的には會員相互の融和親善頗る麗はしいものがあり、

對外的には機宜適切な事業が着々順當に遂行せられつゝあつて、誠に欣懷に堪へない。そしてこれは全く乗杉會長の御努力の賜に外ならぬもので、この機會に厚い謝意を表する次第である。

會報の編輯に就ては五ヶ年來母校の警教授が専ら之に當られ、今日の立派な會報を作り上げるまでに、人知らぬお骨折になつてゐるのであつて、警教授の隠れたる尊い作勞の存在を見遁してはならない。

本會の復興並に會報の編輯は、概要以上の次第によつて來たのであるが、この機會に於て一言申し添へたい所感がある。それは會報に對し多くの會員各位から種々な寄稿をして頂きたいといふことである。

會員の近狀、所感、希望、抱負等、何事でも細大となく心の底から多勢のものゝ吐露し合ふ處に、お互いの情誼が溫められるのである。

「筆を執りつけないから」とは、永年の間澤山な會員から聞かされた言葉であるが、その筆法で行くなら私などは唯の一行だつて書く資格を持たないのである。文章家ならぬ我々の文筆に拙いことは、餘りにも明白な事實である。會報は文學雜誌でもなく研究機關でもない。親子兄弟相互の間に思ふ所を憚りなく語り合ひ通じ合ふやうな、懷しさ親しさ喜ばしさを以て筆を執る外に、何等の考慮をも要しないことである。拙文を拙文と知り恥しいと思ふ位は有つて然るべきことであらうけれども、敢て恐をなす必要はない。

私が茲にこの愚文を草したのも、全く其の意に外ならぬのである。

幸に諒として頂きたい。(昭和九年一月)

〔同聲會報〕第二百号 昭和九年一月 一〇〜一二頁

四 定 款

昭和二十三年十月八日、同声会は「社団法人東京音楽学校同声会」として文部省の認可を受け定款が制定されたが、その後時代の変遷とともに、社団法人としてのあり方、目的の見直しがなされるに従つて、定款の改訂が必要となつた。幾度となく改正案が作成され認可申請が行われたものの、いずれも認可されるに至っていない。

ここでは、昭和二十三年十月八日制定の定款(旧)と、昭和五十八年十二月十日の臨時總會で議決された改正案(新)とを、上記總會の資料として作成された『定款新旧比較対照表』によつて一覽する。改正の経緯と改正点については、總會における事務長の説明を引用する。

東社六八號

社団法人 東京音楽学校同声會

設立代表者 小 松 耕 輔

昭和二十三年八月二十六日附で申請の社団法人東京音楽学校同声會設立のことは、民法第三十四條によつてこれを許可する

昭和二十三年十月八日

文部大臣 森 戸 辰 男 印

(タイプ) (同声会永久保存文書綴)